

船舶インシデント調査報告書

令和2年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和元年10月6日 20時30分ごろ
発生場所	静岡県御前崎市御前埼南東方沖 御前埼灯台から真方位225° 5海里付近 （概位 北緯34° 32.3′ 東経138° 09.2′）
インシデントの概要	砂利運搬船兼貨物船第五十八親力丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年11月21日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	砂利運搬船兼貨物船 第五十八親力丸、1,357トン 128518、親力海運株式会社 ディーゼル機関、4サイクル、出力2,940kW、回転数毎分 210、6気筒、ボア450mm、使用燃料C重油
乗組員等に関する情報	機関長、四級（機関）（機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過	本船は、船長及び機関長ほか4人が乗り組み、航行中、主機が異音を発したので、機関室で当直中の機関長が、主機を停止して原因を調査したところ、船首から順に番号が付された主機の3、4番シリンダの注油器駆動リンク取付用ねじが外れ、4番シリンダのピストンが焼き付いた状態となっていることを認めた。 船長は、機関長から修理困難である旨の報告を受け、航行が困難であると判断し、船舶所有者に救助を要請した。 本船は、付近を航行していた僚船等にえい航され、御前埼港の岸壁に着岸した。
分析	本船は、主機のシリンダ注油器の駆動リンク取付用ねじの緩みが点検されずに出航したところ、航行中に3、4番シリンダ注油器の駆動リンク取付用ねじが振動により外れたことから、注油器が作動せず、4番ピストンが焼付いて主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が航行中、主機のシリンダ注油器の駆動リンク取付用ねじの緩みが点検されずに出航したところ、航行中に3、4番シリンダ注油器の駆動リンク取付用ねじが振動により外れたため、注油器が作動せず、4番ピストンが焼き付いて主機の運転ができ

	なくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 主機の駆動している各部を定期的に点検し、緩み等不具合があった場合には直ちに増締めするなどの対処をすること。